

# はたまるねっと

## 個人情報の適切な取扱い方針

この方針は、「はたまるねっと利用に係る規程」に基づき、個人情報を適切に管理するための取扱いについて必要な事項を定める。

### 1. 基本事項

システム管理者、ユーザー管理者及びシステム利用者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の侵害を防止するために、情報の適正な保護及び管理のための必要な措置を講じなければならない。

### 2. システム利用事業所のユーザー管理者の責務

ユーザー管理者は、個人情報を適切に管理するため、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- (ア) システムの利用を申請する者が患者等の医療・介護サービスを担当する者であること。
- (イ) システム利用者が患者等に関する個人情報の取り扱いに関して、漏えいや目的外に利用しないことの同意をしていること。
- (ウ) 患者等の個人情報を医療及び介護サービス関係者が共有することについて本人及び家族から同意を得ていること。

### 3. 利用目的の特定

システム利用事業所は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的の範囲について、医療機関等が通常必要とされる次に掲げる業務に特定しなければならない。

- (ア) 患者等に提供する医療および介護サービス
- (イ) 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- (ウ) 他の医療機関等からの照会への回答
- (エ) 家族等への病状説明、心身の状況説明
- (オ) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- (カ) サービス担当者会議等によるサービス事業者等との連携

### 4. 適正な取得

システム利用事業所は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

### 5. 安全及び正確性の確保

- ① システム管理者、ユーザー管理者及びシステム利用者は、適正な医療・介護サービス

を提供するため必要な範囲において取得した患者等に係る個人情報の安全及び正確性の確保のために必要な次の各号に関する事項を遵守しなければならない。

- (ア) 個人情報の漏えい等の問題が発生した場合若しくは発生の可能性が高いと判断した場合又は本方針に違反している事実が生じた場合若しくは兆候が高いと判断した場合は、ユーザー管理者、システム管理事業者等に速やかに連絡をし、必要な措置を講じなければならない。
- (イ) 民間事業者等にシステムの保守及び診療情報等の保存を委託する場合は、契約において個人情報の適切な取扱いを規定し、受託者に対して必要かつ適切な監督をしなければならない。
- (ウ) 従業者及び従業者であった者との雇用契約や就業規則、教育研修等において、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すなど必要かつ適切な監督をしなければならない。なお、派遣労働者についても、従業者に準じた教育研修等の実施に配慮しなければならない。
- (エ) システムを起動（ログイン）する際に使用する利用者ID及びパスワードは、利用を許可された本人以外が使用してはならない。
- (オ) システムを起動（ログイン）する際に使用するパスワードは、定期的に変更しなければならない。
- (カ) システムに登録されている個人情報は、ユーザー管理者の許可なく、無断で他の情報共有システム等に複写してはならない。
- (キ) システムに関する情報通信ネットワーク及び情報機器等の環境については、システム利用事業所の管理者によりシステムへのコンピュータウイルスの侵入防止等の情報セキュリティ上の安全性を認められた環境でなければ使用してはならない。
- ② システム管理者は、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講じ、不要となった個人情報を復元不可能な形にして廃棄するなど、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

## 6. 第三者への提供の禁止

システム管理者、ユーザー管理者及びシステム利用者は、個人情報を正当な理由なく第三者に知らせてはならない。但し、同意者個人を特定できる情報を除外もしくは特定できないよう加工された上で、当該情報を利用できる範囲内で、はたまるねっと参加施設以外の施設、医療従事者、介護従事者等に提示する資料として用いられることがある。

## 7. 個人情報の取扱いに関する患者等の同意

システム利用事業所は、個人情報の取扱いに関する患者等の同意について、次の事項を遵守しなければならない。

- (ア) 医療関係事業者が、患者に医療サービスを提供するため必要な通常公表している利用目的の範囲において、外部の医療関係事業者に個人情報を提供することについては包括的な患者の黙示による同意を得ていると判断することができるが、疾病の内容等によって、あらかじめ患者の明確な同意を得ることが好ましい場合は文書等による患者の同意を得なければならない
- (イ) 介護関係事業者については、介護保険法に基づく指定基準において、サービス担当者会議等で利用者及び家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得なければならないと規定されていることを踏まえ、利用者及び家族から文書により同意を得ておくことが必要である。

## 8. 保有個人情報に関する事項の公表等

システム利用事業所は、保有個人情報に関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）に置かなければならない。

- (ア) 当該システム利用事業所の名称
- (イ) 保有個人情報の利用目的
- (ウ) 患者等からの求めにより保有個人情報を開示する場合の手続（必要な手数料の額を含む。）
- (エ) 苦情の申し出先

## 9. 患者等からの求めによる保有個人情報の開示

システム利用事業所は、患者等から、当該患者等が識別される保有個人情報の開示を求められたときは、患者等に対し、書面の交付による方法等により、遅滞なく、当該個人情報を開示しなければならない。

ただし、個人情報を開示することで業務の適正な実施に著しい支障をおよぼす恐れがある場合など法令に定める開示の例外に該当する場合は開示しないことができる。

## 10. 関係法令等の遵守

システム管理者、ユーザー管理者及びシステム利用事業所は、本取扱い方針に定める他、「個人情報保護に関する法律」その他関係法令及び「厚生労働省 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守しなければならない。

## 11. 責任範囲

はたまるねっとで取り扱う情報は診断の基となる「診療情報」ではなく、「複製としての参考情報」であり、協議会や施設、運用・保守サービス提供事業者はその完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面においても保証しない。